

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年10月19日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	☐ 知事 ☒ 市区町村長等
2. 都道府県名	東京都
3. 市区町村名	日野市
4. 届出番号	2
5. 独自利用事務の事例番号	57-2
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city.hino.lg.jp/index.cfm/196,0,348,2134,html

執行機関名 日野市長

児童の育成に係る手当、遺児に係る手当等の支給に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	児童育成手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの(育成手当)
②番号法別表第1の項	37	
③番号法別表第2の項	57	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		日野市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例 別表第1 第3の項 児童育成手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)第1条、第2条第1項及び第3条第1項	日野市児童育成手当条例(昭和46年10月条例第32号)第1条及び第2条並びに第4条第1項
⑥事務の趣旨又は目的	第1条 この法律は、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について児童扶養手当を支給し、もって児童の福祉の増進を図ることを目的とする。 第2条 児童扶養手当は、児童の心身の健やかな成長に寄与することを趣旨として支給されるものであって、その支給を受けた者は、これをその趣旨に従って用いなければならない。 第3条 この法律において「児童」とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者又は20歳未満で政令で定める程度の障害の状態にある者をいう。	第1条 この条例は、児童について児童育成手当を支給することにより、児童の福祉の増進を図ることを目的とする。 第2条 児童育成手当は、児童の心身の健やかな成長に寄与することを趣旨として支給されるものであって、その支給を受けた者は、これをその趣旨に従って用いなければならない。 第4条 児童育成手当は、次の各号のいずれかに該当する者の保護者であって、日野市の区域内に住所を有する者に支給する。 (1) 父若しくは母が死亡し、若しくは規則で定める程度の障害の状態になり、又は父母が婚姻を解消し、若しくはこれと同様の状態にある18歳に達した日の属する年度の末日以前の児童 (2) 20歳未満の者であって、別表に定める程度の障害を有する者
⑦独自利用事務の関連規範		日野市児童育成手当条例(昭和46年条例第32号) 日野市児童育成手当条例施行規則(昭和47年規則第5号)